

杉並区景観計画（案）の修正一覧

別紙2

下線部分を修正。意見による修正は網掛けて記載）

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
1	目次 4頁分	目次 2 頁分	「目次」と「章立て概要」との4頁構成	「目次」と「章立て概要」とをまとめ、2頁構成	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-1】
2	P.1 01景観計画の位置づけと役割	P.1 01景観計画の位置づけと役割	—	1 はじめに 杉並区は、以前から行ってきた景観づくりの取組に加え、平成16 年（2004 年）に制定された「景観法」に基づく仕組みや区独自の施策を積極的かつ効果的に展開するため、平成 20 年（2008 年）に「杉並区景観条例」を制定し、平成 21 年（2009 年）に東京都の同意を得て、景観法による「景観行政団体」となりました。これにより、区は、法令に基づく景観計画の策定が可能となり、平成 22 年（2010 年）に「杉並区景観計画」を策定しました。 以降、区は、この景観計画に基づき、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくため、総合的かつ体系的に景観施策の展開を図っています。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-1】
3	P.1 頁下部	P.2 頁下部	—	本文中「*」の用語は、「資料編6 用語集」（P.167 ～ 171）に説明を記載しています。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号3-1】
4	P.4 1 改定の背景	P.4 1 改定の背景	また、景観づくりに関心はあるが、 <u>区</u> の取組を知っている人の割合が非常に低い（P46参照）という実情も把握できたことから、	また、景観づくりに関心はあっても、 <u>区</u> の取組までは知らない人の割合が非常に高い（P46参照）という実情も把握できたことから、	より適切な記述に修正。
5	P.4 2 改定方針	P.4 2 改定方針	景観の観点から整理し、本計画に <u>位置付ける</u> こととする。	景観の観点から整理し、本計画に <u>位置づける</u> こととする。	より適切な記述に修正。
6	P.5 01杉並区の景観の成り立ち	P.5 01杉並区の景観の成り立ち	杉並区は武蔵野台地のうち東京区部西部にある山手台地の一部で、地形は全般的に平坦であるが、 （中略） 室町時代には区内に村落があったと考えられています。 <u>江戸</u> から大正時代までは、 （中略） 農村地帯であった杉並でも急速に人口が増加しました。 （中略） <u>このようなまち</u> が変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。 このように、長い年月をかけて育まれたみどり豊かな住宅都市を継承し、 （略）	杉並区は武蔵野台地のうち東京区部西部にある山手台地の一部で、地形は全般的に平坦ですが、 （中略） 室町時代には、区内に村落があったと考えられています。 <u>江戸時代</u> から大正時代までは、 （中略） 農村地帯であった杉並区でも急速に人口が増加しました。 （中略） <u>このように</u> まちが変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。 長い年月をかけて育まれたみどり豊かな住宅都市を継承し、 （略）	より適切な記述に修正。
7	P.7 住宅地	P.7 住宅地	その79.0%が住宅用地です	そのうち79.1%が住宅用地です	誤記により修正。
8	P.8 みどり	P.8 みどり	しかし、近年は所有者の高齢化や樹木の老朽化など、	しかし、近年は所有者の高齢化や樹木の老朽化などにより、	より適切な記述に修正。
9	P.10 写真右下	10 写真右下	高円寺阿波踊り	東京高円寺阿波踊り	より適切な記述に修正。
10	P.11 頁上部	P.11 頁上部	—	COLUMN 1	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-17】
11	P.11	P.11	生活的要素 西荻の朝市（西荻南二・三丁目） 自然的要素 日大二高のいちょう並木（天沼1-45） 公共的要素 セシオン杉並（梅里1-22） 文化的要素 大宮前ばやし（宮前3-1）	生活的要素 西荻の朝市 自然的要素 日大二高のいちょう並木 公共的要素 セシオン杉並 文化的要素 大宮前ばやし	より適切な記述に修正。
12	P.15	P.15	1 井草地域 地図 区域概要図 凡例	1 井草地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
13	P.19	P.19	2 西荻地域 地図 区域概要図 凡例	2 西荻地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
14	P.20 公共的要素	P.20 公共的要素	道路としては、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井ノ頭通りが通っています。	道路としては、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通りが通っています。	誤字により修正。
15	P.23	P.23	3 荻窪地域 地図 区域概要図 凡例	3 荻窪地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
16	P.24 歴史	P.24 歴史	明治24年(1891年)に荻窪駅が開設するとともに宅地化が始まり、	明治24年(1891年)に荻窪駅が開設されるとともに宅地化が始まり、	より適切な記述に修正。
17	P.24 自然的要素	P.24 自然的要素	北端を東西に妙正寺川が流れており、南側には東西に善福寺川が流れています。また、風情ある草花や池により、住宅地でも自然と触れ合うことができる天沼弁天池公園があります。	北端を東西に妙正寺川が流れており、南側には東西に善福寺川が流れています。また、風情ある草花や池により、住宅地でも自然と触れ合うことができる天沼弁天池公園があります。南側には、 <u>農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、成田西ふれあい農業公園があります。</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正。 【意見番号1-2】
18	P.27	P.27	4 阿佐谷地域 地図 区域概要図 凡例	4 阿佐谷地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
19	P.28 自然的要素	P.28 自然的要素	また、地域の南側を東西に善福寺川が流れています。加えて、 <u>農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、成田西ふれあい農業公園があります。</u>	南側には善福寺川が流れており、大きく蛇行する川に沿って善福寺川緑地と和田堀公園が広がっています。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正。 【意見番号1-2】

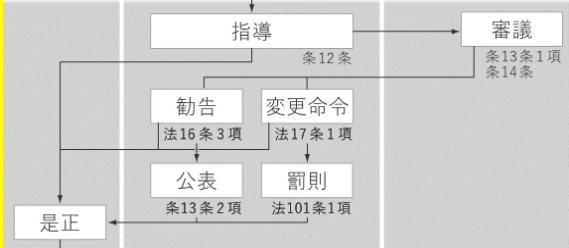
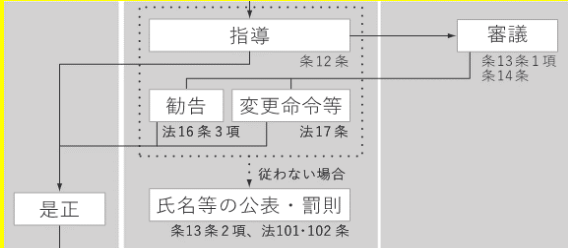
No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
20	P.31	P.31	5 高円寺地域 地図 区域概要図 凡例	5 高円寺地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
21	P.35	P.35	6 高井戸地域 地図 区域概要図 凡例	6 高井戸地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
22	P.36 用途地域	P.36 用途地域	また、久我山一丁目と久我山二・三丁目の一部には、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画*が指定されています。	また、久我山一丁目と久我山二・三丁目の一部では、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画*が都市計画決定されています。	より適切な記述に修正。
23	P.39	P.39	7 方南・和泉地域 地図 区域概要図 凡例	7 方南・和泉地域 地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整 区域概要図 →大きさ調整 凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-2】
24	P.40 用途地域	P.40 用途地域	また、環七通り沿道は、沿道地区計画*が指定されるなど、	また、環七通り沿道は、沿道地区計画*が導入されるなど、	より適切な記述に修正。
25	P.40 公共的要素	P.40 公共的要素	鉄道としては、井ノ頭通りに沿って京王井の頭線が走り東から永福町駅、西永福駅があるとともに、	鉄道としては、井の頭通りに沿って京王井の頭線が走り東から永福町駅、西永福駅があるとともに、	誤字により修正。
26	P.41	P.41	区では、 <u>景観法による景観行政団体になる前から現在に至るまで、良好な景観づくりを推進するため、様々な取組を行ってきました。</u>	<u>区では、良好な景観づくりを推進するため、景観法による景観行政団体になる前から現在に至るまで、様々な取組を行ってきました。平成22年（2010年）より受付を開始した行為の届出、事前協議及び屋外広告物事前相談の件数やこれまでの景観に関する取組実績については、次のとおりです。</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-27】
27	P.41 グラフ	P.41 グラフ	行為の規制に係わる届出件数 →縦グラフ	行為の届出件数 →横グラフ	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-8、26】
28	P.41 グラフ	P.41 グラフ	事前協議件数 →縦グラフ →総件数	事前協議件数 →横グラフ →大規模建築物と公共施設の件数	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-8、27】
29	P.41 グラフ	P.41 グラフ	—	屋外広告物事前相談件数 →横グラフ	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-8、27】
30	P.42 年表の年表記	P.42 年表の年表記	西暦 和暦	和暦 /西暦	よりわかりやすい内容となるように修正。
31	P.42 年表	P.42 年表	(略) 6月 景観計画の改定（1回目） (中略) ●月 景観計画の改定（2回目） (略)	(略) 6月 杉並区景観計画改定を告示（第1回） (中略) 4月 杉並区景観計画改定を告示（第2回） (略)	より適切な記述に修正。
32	P.47	P.47	現在残っているみどりを可能な限り保全するとともに、新たなみどりを創出し、時代の変化に応じた快適な生活とみどり豊かでその地域らしいまちなみの形成を区民とともに実現させるため、	現在残っているみどりを可能な限り保全するとともに、新たなみどりを創出し、時代の変化に応じた快適な生活とみどり豊かでその地域らしいまちなみの形成を区民とともに実現させるため、	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-3】
33	P.48 商業地の景観形成と誘導	P.48 商業地の景観形成と誘導	また、看板などの広告物は景観にも大きく影響するため、	また、看板やデジタルサイネージ*などの広告物は景観にも大きく影響するため、	より適切な記述に修正。
34	P.48	P.48	—	桃井原っぱ公園の写真 + 桃井原っぱ公園 災害時は周辺の消防署、警察署、病院等と連携した避難拠点となる	よりわかりやすい内容とするために修正。
35	P.52 1美しさ と落ち着きのある まちなみを継承します	P.52 1美しさ と落ち着きのある まちなみを継承します	住宅都市である杉並にとって、	住宅都市である杉並区にとって、	より適切な記述に修正。
36	P.54 写真	P.54 写真	—	杉並区役所から高井戸方面を望む	よりわかりやすい内容とするために修正。
37	P.55	P.55	効果的に規制・誘導を行うため、市街地の特性に応じた景観形成基準を定め、 <u>行為の規制に係る届出</u> や大規模建築物及び公共施設の事前協議、屋外広告物の事前相談を行い、良好な景観づくりを進めます。	効果的に規制・誘導を行うため、市街地の特性に応じた景観形成基準を定め、 <u>行為の届出</u> や大規模建築物及び公共施設の事前協議、屋外広告物の事前相談を行い、良好な景観づくりを進めます。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
38	P.55 図内	P.55 図内	<u>行為の規制に係る届出</u>	<u>行為の届出</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
39	P.56	P.56	これら市街地の特性を以下のとおり区分し、目標や方針を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。	これら市街地の特性を以下のとおり区分し、目標や方針と <u>それに対応する景観形成基準</u> を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-9】
40	P.56 図表題	P.56 図表題	市街地特性区域	市街地特性に応じた地区区分とその区域	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-10】

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
41	P.56 善福寺 川、神田 川、妙正 寺川沿い 周辺地区	P.56 善福寺 川、神田 川、妙正 寺川沿い 周辺地区	河川区域及び河川境界線の両側から30m	<u>対象区域</u> 河川区域及び河川境界線の両側から30m	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12】
42	P.56 玉川上水 沿い周辺 地区	P.56 玉川上水 沿い周辺 地区	<u>河川</u> の中心から両側に100m	<u>対象区域</u> <u>玉川上水</u> の中心から両側に100m	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12、13】
43	P.56 住宅地系	P.56 住宅地系	低密度住宅地 ▶ <u>ゆとりある戸建住宅を中心とした地域（容積率100%以下）</u>	低密度住宅地 <u>対象区域</u> 容積率100%以下の用途地域が指定された区域	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12、13】
44	P.56 住宅地系	P.56 住宅地系	中低密度住宅地 ▶ <u>戸建住宅や低層・中層の共同住宅を中心とした地域（低密度住宅地及び商業地系を除く地域）</u>	中低密度住宅地 <u>対象区域</u> 低密度住宅地及び商業地系の対象区域を除く地域	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12、13】
45	P.56 商業地系	P.56 商業地系	駅周辺等の商業地 ▶ <u>幹線道路沿道を除く商業地域、近隣商業地域</u>	駅周辺等の商業地 <u>対象区域</u> 幹線道路沿道を除く商業地域、近隣商業地域が指定された地域	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12、13】
46	P.56 商業地系	P.56 商業地系	幹線道路沿道 ▶ <u>幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道</u>	幹線道路沿道 <u>対象区域</u> 幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道で用途地域が路線式指定された区域	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-12、13】
47	P.69 表題	P.70 表題	市街地特性区域図	市街地特性に応じた地区区分図	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-16】
48	P.69	P.69～70	低密度住宅地 中低密度住宅地	低密度住宅地 →色合いの調整 中低密度住宅地 →色合いの調整	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号3-3】
49	P.69	P.69	凡例	凡例 → <u>凡例内の表示順を変更</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-16】
50	P.69	P.69	scale = <u>1:30,800</u>	scale = <u>1:28,000</u>	よりわかりやすい内容とするため に修正。
51	P.69	P.69	—	<u>方位を追記</u>	よりわかりやすい内容とするため に修正。
52	P.71	P.72	02 景観形成基準	02 景観形成基準 景観法第8条第2項第2号	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-15】
53	P.71	P.72	<u>市街地の特性や目標、方針を踏まえ、景観形成基準を示します。</u>	<u>良好な景観を形成するためには、地域の特性に応じて景観形成に影響する建築物などを適切に誘導していく必要があります。前項で示した市街地特性や目標、方針等を踏まえ、行為の制限の基準を示します。</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-18】
54	P.71 表内上部	P.72 表内上部	—	<u>対象となる行為、規模、区域、頁を追記</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
55	P.71 表内	P.72 表内	水とみどりの景観形成重点地区 工作物の建設等	水とみどりの景観形成重点地区 工作物の建設等 <u>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上橋梁等で河川等を横断するものは全て）</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
56	P.71 表内	P.72 表内	水とみどりの景観形成重点地区 開発行為	水とみどりの景観形成重点地区 開発行為 <u>開発区域の面積500㎡以上</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
57	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上	一般地域 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上 <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
58	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 建築物の建築等 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満	一般地域 建築物の建築等 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満 <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
59	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満	一般地域 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満 <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
60	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 工作物の建設等	一般地域 工作物の建設等 <u>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）</u> <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
61	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 開発行為	一般地域 開発行為 <u>開発区域の面積1,000㎡以上</u> <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
62	P.71 表内	P.72 表内	一般地域 商業地系・住宅地系 土地の開墾、土石の堆積等	一般地域 土地の開墾、土石の堆積等 <u>造成面積1,000㎡以上</u> <u>住宅地系 商業地系</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
63	P.72	P.73	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
64	P.72 建築物の 建築等	P.73 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P74・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
65	P.73 頁上部	P.74 頁上部	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 延べ面積3,000㎡以上	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
66	P.73 表題	P.74 表題	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
67	P.74	P.75	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
68	P.74 建築物の 建築等	P.75 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P76・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
69	P.75 頁上部	P.76 頁上部	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 建築物の建築等 高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
70	P.75 表題	P.76 表題	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
71	P.76	P.77	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
72	P.76	P.77	工作物の建築等 （中略） 形態 意匠 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	工作物の建設等 （中略） 形態 意匠 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P78・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、20】
73	P.76 建築物の 建築等	P.77 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 （中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 （中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P78・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
74	P.77 頁上部	P.78 頁上部	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満 工作物の建設等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て）を追記	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
75	P.77 表題	P.78 表題	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
76	P.78	P.79	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
77	P.78 建築物の 建築等	P.79 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 （中略） 4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 （中略） 4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P80・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
78	P.79 頁上部	P.80 頁上部	玉川上水沿い周辺地区 延べ面積3,000㎡以上	玉川上水沿い周辺地区 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
79	P.79 表題	P.80 表題	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
80	P.80	P.81	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
81	P.80 建築物の 建築等	P.81 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 （中略） 4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 （中略） 4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P82・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
82	P.81 頁上部	P.82 頁上部	玉川上水沿い周辺地区 高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満	玉川上水沿い周辺地区 建築物の建築等 高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
83	P.82	P.83	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
84	P.82 建築物の 建築等	P.83 建築物の 建築等	形態 意匠 色彩 （中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩 （中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P84・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
85	P.82	P.83	工作物の建築等 （中略） 形態 意匠 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	工作物の建設等 （中略） 形態 意匠 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P84・96)」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、20】

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
86	P.83 頁上部	P.84 頁上部	玉川上水沿い周辺地区 高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満	玉川上水沿い周辺地区 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満 工作物の建設等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
87	P.83	P.84	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
88	P.84 頁上部	P.85 頁上部	一般地域 住宅地系・商業地系	一般地域 住宅地系	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
89	P.84	P.85	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
90	P.84 建築物の建築等	P.85 建築物の建築等	形態 意匠 色彩（中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩（中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P86・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
91	P.85 頁上部	P.86 頁上部	住宅地系（低密度住宅地・中低密度住宅地） 延べ面積3,000㎡以上	一般地域（住宅地系） 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
92	P.85	P.86	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
93	P.84 頁上部	P.87 頁上部	一般地域 住宅地系・商業地系	一般地域 商業地系	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
94	P.84	P.87	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
95	P.84 建築物の建築等	P.87 建築物の建築等	形態 意匠 色彩（中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	形態 意匠 色彩（中略） 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P88・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
96	P.86 頁上部	P.88 頁上部	商業地系（駅周辺等の商業地・幹線道路沿道） 延べ面積3,000㎡以上	一般地域（商業地系） 建築物の建築等 延べ面積3,000㎡以上	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
97	P.86	P.88	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
98	P.87 頁上部	P.89 頁上部	一般地域 住宅地系・商業地系	一般地域 住宅地系	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
99	P.87	P.89	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
100	P.87 建築物の建築等	P.89 建築物の建築等	色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P90・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
101	P.87	P.89	工作物の建築等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て） （中略） 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	工作物の建設等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上） （中略） 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P90・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、20】
102	P.88 頁上部	P.90 頁上部	住宅地系（低密度住宅地・中低密度住宅地） 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満	一般地域（住宅地系） 建築物の建築等 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満 工作物の建設等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
103	P.88	P.90	建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲	建築物等の色彩基準（抜粋）	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
104	P.87 頁上部	P.91 頁上部	一般地域 住宅地系・商業地系	一般地域 商業地系	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
105	P.87	P.91	頁上部	頁上部 →記載事項のレイアウト変更	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
106	P.87 建築物の建築等	P.91 建築物の建築等	色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P92・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
107	P.87	P.91	工作物の建築等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て） （中略） 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。	工作物の建設等 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上） （中略） 色彩 1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P92・96）」に定める基準に適合したものとする。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、20】

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
108	P.89 頁上部	P.92 頁上部	<u>商業地系（駅周辺等の商業地・幹線道路沿道）</u> 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満	<u>一般地域（商業地系）</u> <u>建築物の建築等</u> 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満 <u>工作物の建設等</u> 高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6,1-24】
109	P.89	P.92	<u>建建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲</u>	<u>建築物等の色彩基準（抜粋）</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】 誤記により修正。
110	P.90 頁上部	P.93 頁上部	一般地域 住宅地系 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満	一般地域 住宅地系 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満 推奨	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
111	P.90	P.93	<u>建築建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲</u>	<u>建築物等の推奨色</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】 誤記により修正。
112	P.90	P.93	色彩の使用可能範囲	色彩の推奨範囲	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
113	P.90 凡例	P.93 凡例	外壁基本色 外壁の4/5はこの範囲から選択 屋根色	外壁色の推奨範囲 屋根色の推奨範囲	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
114	P.91 頁上部	P.94 頁上部	一般地域 商業地系 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満	一般地域 商業地系 建築物の建築等 高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満 推奨	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
115	P.91	P.94	<u>建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲</u>	<u>建築物等の推奨色</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
116	P.91	P.94	色彩の使用可能範囲	色彩の推奨範囲	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
117	P.91 凡例	P.94 凡例	外壁基本色 外壁の4/5はこの範囲から選択 屋根色	外壁色の推奨範囲 屋根色の推奨範囲	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
118	P.92 一般地域	P.96 一般地域	<u>商業地系</u> <u>（駅周辺の商業地・幹線道路沿道）</u> <u>住宅地系</u> <u>（低密度住宅地・中密度住宅地）</u>	<u>住宅地系</u> <u>（低密度住宅地・中密度住宅地）</u> <u>商業地系</u> <u>（駅周辺の商業地・幹線道路沿道）</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、24】
119	P.70 頁上部	P.97 頁上部	—	COLUMN2	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-17】
120	P.70 表題	P.97 表題	色彩を客観的に表す国際的な尺度 マンセル値とは	色彩基準における 色彩のものさし	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-17】
121	P.93 頁上部	P.98 頁上部	—	COLUMN 3	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-17】
122	P.93 上段 下段	P.98 上段 下段	「企業や店舗が伝えたいイメージがあるように、まちなみにも目指すべきイメージがあります。」 「住宅は個人の資産でも、その外観は地域共有の景観要素になります。」	「住宅は個人の資産でも、その外観は地域共有の景観要素になります。」 「企業や店舗が伝えたいイメージがあるように、まちなみにも目指すべきイメージがあります。」	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
123	P.93 下段	P.98 上段	しかし、建物外部の色彩は <u>近隣の住民が日常的に眼に触れるもの</u> であり、	しかし、建物外部の色彩は <u>日常的に近隣の住民の眼に触れるもの</u> であり、	より適切な記述に修正。
124	P.94	P.99	03 行為の規制に係る届出	03 行為の届出	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
125	P.94	P.99	下表に掲げる行為をする場合は、景観法及び杉並区景観条例の規定に基づき、あらかじめ届出（地方公共団体等が行う行為については通知）が必要です。	下表に掲げる行為をする場合は、景観法及び杉並区景観条例の規定に基づき、あらかじめ届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）が必要です。	より適切な記述に修正。
126	P.94	P.99	その際には、景観形成基準に規定する事項を満たす必要があります。	その際には、景観形成基準に規定する事項を満たす必要があります。法令に適合しない場合には、指導や勧告、変更命令等の対象となり、違反した場合には、罰則の対象となります。	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、7】
127	P.94 表内	P.99 表内	<u>土地の開墾、土石・鉱物の採取その他の土地形質の変更</u> <u>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u>	<u>土地の開墾、土石の堆積等</u>	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
128	P.94 表下部	P.99 表下部	※工作物は、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く	※工作物は、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く	誤記により修正。
129	P.94 表下部	P.99 表下部	—	※「土地の開墾、土石の堆積等」とは、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更及び屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
130	P.94	P.99	区は、届出に関する事項について、まちづくり景観審議会に意見を求めることができます。 （景観条例第10条第4項）	指導 行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができます。 （景観条例第12条）	区民等の意見提出手続きによる 意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、7】

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
131	P.94	P.99	行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することがあります。 <u>（景観条例第12条）</u>	勧告 届出に係る行為が制限に適合しないと認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告し、従わない場合には、公表することができます。 <u>（景観法第16条第3項、景観条例第13条）</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、7】
132	P.94	P.99	届出に係る行為が行為についての制限に適合しないと認めるときなどに、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告又は命ずることなどがあります。 <u>（景観法第16条第3項、法第17条第1項等）</u>	変更命令等 届出に係る行為のうち、建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることができます。 <u>（景観法第17条第1項・第5項、景観条例第14条）</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、7】
133	P.94	P.99	法第17条第5項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。 <u>（景観法第101条）</u>	罰則 届出をせず、又は虚偽の報告をした者、行為の着手の制限に違反した者、変更命令等の規定に違反した者等は、罰則の対象となります。 <u>（景観法第101条～第104条）</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6、7】
134	P.95 写真下部	P.100 写真下部	普門メディアセンター	大規模建築物の優良な景観事例集「普門メディアセンター」	より適切な記述に修正。
135	P.99 フロー図内	P.104 フロー図内			区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-6】
136	P.100 フロー図左見出し	P.105 フロー図左見出し	事前協議 届出 変更 完了	事前協議 通知 変更 完了	誤記により修正。
137	P.100 フロー図内	P.105 フロー図内	一般地域 10m以上または延1,000㎡以上	一般地域 高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上	より適切な記述に修正。
138	P.100 フロー図内	P.105 フロー図内	届出内容に変更が生じた場合	通知内容に変更が生じた場合	誤記により修正。
139	P.103	P.108	—	scale、方位を追加。	よりわかりやすい内容とするために修正。
140	P.103	P.108	—	※白抜きの地域は対象外	よりわかりやすい内容とするために修正。
141	P.103	P.109	善福寺川 水とみどりの景観形成重点地区	神田川 水とみどりの景観形成重点地区	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号7-5】
142	P.104	P.110	景観法に基づく制度においては、第6章で示した「行為の規制に係る届出」のほか、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設や建造物等を指定する制度や、地域住民がよりよい景観形成のため自主的に規制を行う景観協定を活用し、良好な景観づくりを行います。	景観法に基づく制度においては、第6章で示した「行為の届出」のほか、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設や建造物等を指定する制度や、地域住民がよりよい景観形成のため自主的に規制を行う景観協定を活用し、良好な景観づくりを行います。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
143	P.105 景観重要道路	P.111 景観重要道路	杉並歩行者第1号路線は、旧井草川を整備した遊歩道で、緩やかに蛇行したみどり豊かな歩行者道です。	区道第2427号路線・第2441号路線は、旧井草川を整備した遊歩道で、緩やかに蛇行したみどり豊かな歩行者道です。	より適切な記述に修正。
144	P.108	P.114	※ここでの建築物とは、区が住宅都市であることに鑑み、「住宅」を基本とし、専用住宅、店舗併用住宅のほか、広く杉並の住宅文化を形成してきた建築物とします。また、これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件（敷地、塀、庭園など）も含むものとします。ただし、法第19条第3項に規定する文化財は除きます。	※ここでの建築物とは、区が住宅都市であることに鑑み、「住宅」を基本とし、専用住宅、店舗併用住宅のほか、広く杉並の住宅文化を形成してきた建築物とします。また、これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件（敷地、塀、庭園など）も含むものとします。ただし、景観法第19条第3項に規定する文化財は除きます。	より適切な記述に修正。
145	P.112 表題	P.119 表題	景観法に基づく制度活用	景観法に基づく制度の活用	より適切な記述に修正。
146	P.112	P.118	—	scale、方位を追加。	よりわかりやすい内容とするために修正。
147	P.112 凡例	P.118 凡例	善福寺川 神田川 妙正寺川 区道第2101-1号路線（永福町北口商店街） 区道第2427・2441号路線（杉並歩行者道第1号線） 都立 善福寺公園 都立 善福寺川緑地 都立 和田堀公園 区立 大田黒公園 区立 荻外荘公園 角川庭園・幻戯三房 坂の上のけやき公園のケヤキ パークシティ浜田山（戸建地区）	善福寺川 神田川 妙正寺川 区道第2101-1号路線（永福町駅北口商店街） 区道第2427・2441号路線（井草川遊歩道（杉並歩行者道第1号線）） 都立 善福寺公園 都立 善福寺川緑地 都立 和田堀公園 区立 大田黒公園 区立 荻外荘公園 幻戯三房（角川庭園） ケヤキ（坂の上のけやき公園） パークシティ浜田山（戸建地区）	より適切な記述に修正。

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
148	P.114	P.121	杉並区まちづくり景観審議会条例に基づき、区民及び学識経験者から構成される杉並区まちづくり景観審議会（以下「 <u>審議会</u> 」という。）を設置しており、 <u>審議会</u> の意見を聴きながら良好な景観づくりの推進に向けた取組を行っています。 また、 <u>審議会</u> には、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会（以下「部会」という。）を設置しています。	杉並区まちづくり景観審議会条例に基づき、区民及び学識経験者から構成される杉並区まちづくり景観審議会を設置しており、 <u>本審議会</u> の意見を聴きながら良好な景観づくりの推進に向けた取組を行っています。 また、 <u>本審議会</u> には、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会（以下「部会」という。）を設置しています。	より適切な記述に修正。
149	P.119 写真右下	P.126 写真右下	永福町駅北口商店街通り	永福町駅北口商店街	より適切な記述に修正。
150	P.123	P.130	事業者は建築等の際に、事前協議や <u>行為の規制に係る届出</u> を行います。	事業者は建築等の際に、事前協議や <u>行為の届出</u> を行います。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
151	P.125	P.132	また、平成4年（1992年）に宮前二丁目、平成8年（1996年）に荻窪三丁目をはじめとする一部地域には敷地面積の最低限度や形態意匠*の制限などの <u>建築物の建て替えのルール</u> を定めた地区計画*を導入しています。 （中略） こうした取組により、今後も豊かなみどりを <u>活かした</u> まちなみを継承していきます。	また、平成4年（1992年）に宮前二丁目、平成8年（1996年）に荻窪三丁目をはじめとする一部地域には、 <u>敷地面積の最低限度や形態意匠*の制限など、建築物を建築等する際のルール</u> を定めた地区計画*を導入しています。 （中略） こうした取組により、今後も豊かなみどりを <u>生かした</u> まちなみを継承していきます。	より適切な記述に修正。
152	P.127 1区民の意識向上	P.134 1区民の意識向上	（略） 区公式ホームページやX（旧Twitter）やLINE等のSNS*を活用し、区民の景観への関心や意識を向上させることを目的とした情報提供を行います。	（略） 区公式ホームページやX（旧Twitter）、 <u>LINE</u> 等のSNS*を活用し、区民の景観への関心や意識を向上させることを目的とした情報提供を行います。	より適切な記述に修正。
153	P.127 2事業者の意識向上	P.134 2事業者の意識向上	<u>行為の規制に係る届出</u> や事前協議の周知	<u>行為の届出</u> や事前協議の周知	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-26】
154	P.128 頁上部	P.135 頁上部	—	<u>COLUMN 4</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-17】
155	P.128 上段左	P.135 上段左	②阿佐ヶ谷・高円寺	②阿佐谷・高円寺	誤記により修正。
156	P.132 共同住宅	P.139 共同住宅	イラスト	イラスト → <u>修正</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
157	P.132 商店街の店舗	P.139 商店街の店舗	イラスト	イラスト → <u>修正</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
158	P.134 下段	P.141 下段	<u>生け垣をつくります</u> みどりの生け垣はまちなみに潤いを与え、行き届いた手入れにより、風格を感じさせます。また、生け垣の設置について隣同士の住宅が協力することで、連続するみどりの帯をつくることができます。低い塀やフェンスと組み合わせ、変化をつける方法もあります。また、まとまった植栽は、道路と宅地の間の緩衝帯としての役割を果たします。 イラスト	<u>宅地内のみどりも見せるように工夫します</u> それぞれの家が、宅地内の樹木や草花などのみどりによって、外のまちとゆるやかにつながっていきます。個人の家の庭のみどりも、低い塀越しにうかがえるものは、まちにとって大切な財産となります。道路側に植えられたそれぞれの家の大切な木は、道行く人をも楽しませてくれます。 イラスト → <u>修正</u> ＋ <u>格子フェンスや生垣などを用いることで、潤いやゆとりを感じさせる</u> <u>塀で高く囲っているため、閉塞感があり、無機質な印象</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
159	P.135	P.142	<u>塀や擁壁をやわらげます</u> （中略） <u>擁壁は自然石で仕上げる</u> 、段状にして緑化するなどの工夫で圧迫感がなくなります。RC擁壁*を使用する場合でも、フェンスの前に緑地を設けることで、圧迫感を軽減することができます。 イラスト ＋ 段状に緑化する イラスト ＋ RC擁壁*を使用する場合 <u>イラスト</u> ＋ <u>自然石を使用する</u>	<u>塀や擁壁をやわらげます</u> （中略） 擁壁は段状にして緑化するなどの工夫で圧迫感がなくなります。RC擁壁*を使用する場合でも、フェンスの前に緑地を設けることで、圧迫感を軽減することができます。 <u>イラスト</u> ＋ <u>木格子フェンス＋植栽</u> <u>イラスト</u> ＋ <u>フェンスの前に生垣を設ける</u> イラスト ＋ 段状に緑化する イラスト ＋ RC擁壁*を使用する場合	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
160	P.136 上段	P.143 上段	道路から見える宅地内の樹木は、所有者だけでなくまちにとっても大切なみどりです。建築計画の工夫によって、今ある樹木を残すことができます。	道路から見える宅地内の樹木は、所有者だけでなくまちにとっても大切なみどりです。建築計画の工夫や <u>移植</u> によって、今ある樹木を残すことができます。	よりわかりやすい内容とするために修正。
161	P.136 上段	P.143 上段	イラスト	イラスト → <u>修正</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号1-28】
162	P.136 上段 イラスト 下部	P.143 上段 イラスト 下部	<u>既存の木を残した建築計画</u>	—	よりわかりやすい内容とするために修正。
163	P.136 下段	P.143 下段	イラスト	イラスト → <u>変更</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
164	P.136 下段	P.143 下段	宅地内のみどりも見せるように工夫します それぞれの家が、宅地内の樹木や草花などのみどりによって、外のまちとゆるやかにつながっていきます。個人の家の庭のみどりも、低い堀越しにうかがえるものは、まちにとって大切な財産となります。道路側に植えられたそれぞれの家の大切な木は、道行く人も楽しませてくれます。	環境に適した樹種を選定し、適切に管理します 樹種を選定する際には、日照条件や将来性について考慮することが重要です。日照条件に適した樹種を選定することで、良好な生育を促し、四季を通してみどりを楽しむことができます。また、建物や隣地・道路に近い場所に植える際やツリーサークルなどを設ける際には、将来の大きさを想定し、建物や隣地・道路との距離を確保したり、通行の支障にならないよう定期的に剪定したりすることで、美しい景観を保つことができます。	よりわかりやすい内容とするために修正。
165	P.136 下段 イラスト 説明	P.143 下段 イラスト 説明	道路から楽しめる宅地内のみどり	日照条件に適した樹種を選定する 通行の支障にならないよう定期的に剪定する 道路や隣地に越境しないよう将来の大きさを想定する	よりわかりやすい内容とするために修正。
166	P.137 上段	P.144 上段	—	イラスト追加	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号6】
167	P.137 上段	P.144 上段	—	大木や屋敷林、生け垣などの地域の景観資源を大切にします 大木やまとまった樹林、生け垣は、地域の人たちが守り育ててきた大事な景観資源です。これからまちの財産として大切にし、守っていくことが重要です。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号6】
168	P.137 下段	P.144 下段	歩行者にも使える空間を生み出します (中略) 門を道路境界から下げてつくと、門の廻りがくぼみのある空間となり、ゆとりある景観を生み出します。商店街では、1、2階の壁面後退による空地を連続して確保することで、安全に買い物を楽しめる空間をつくりだせます。また、道路につながるポケット広場の整備は、人が留まれる楽しい店先をつくります。共同住宅の出入口に設けた小さな空間がまちにゆとりを生み出します。	歩行者にも使える空間を生み出します (中略) 門を道路境界から下げてつくと、門の廻りにくぼみ（アルコーブ空間）ができ、ゆとりある景観を生み出します。商店街では、1、2階の壁面後退による空地を連続して確保することで、安全に買い物を楽しめる空間をつくりだせます。	よりわかりやすい内容とするために修正。
169	P.138 上段	P.145 上段	イラスト ＋ 上部が階段状になっており、空へ視点が抜けている建物	—	よりわかりやすい内容とするために修正。
170	P.138 上段	P.145 上段	—	商店街や共同住宅では建物の前に小さな空間を設けます 道路につながるポケット広場の整備は、人が留まれる楽しい店先を演出します。共同住宅の出入りに設けた小さな空間がまちにゆとりを生み出します。 ＋ イラスト追加	よりわかりやすい内容とするために修正。
171	P.139	P.146	道路境界から外壁を離します	道路境界、隣地境界から外壁を離します ＋ イラスト追加 ＋ 2階以上の外壁を1階より後退 建物を後退させ、緑化スペースを確保	よりわかりやすい内容とするために修正。
172	P.139	P.146	イラスト ＋ 道路側の壁面位置を揃えた建物配置	イラスト ＋ 隣地との間に余裕をとった配置計画 隅切り線からの後退距離を十分にとり意匠性のある外構計画にする	よりわかりやすい内容とするために修正。
173	P.140 下段	P.147 下段	イラスト	イラスト →修正	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
174	P.141 上段左	P.148 上段左	イラスト ＋ 配置の工夫	イラスト ＋ 駐車場等は道路側から離れた位置に配置	よりわかりやすい内容とするために修正。
175	P.142 下段左	P.149 下段左	イラスト ＋ 勾配屋根にパネルを設置する場合	イラスト →修正 ＋ 屋根一体型の太陽光パネル	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
176	P.142 下段右	P.149 下段右	イラスト ＋ 共同住宅の屋上にパネルを設置する場合	イラスト ＋ 歩行者から見えにくいように配置	よりわかりやすい内容とするために修正。
177	P.143	P.150	屋外階段のデザインを工夫します 共同住宅等に屋外階段を設置する場合は、建物のデザインと合わせ一体的に見えるようにしたり、建物と異なる素材の際は目隠しを設置する等により、外から見えにくくできます。 ＋ 屋外施設のデザインを工夫します 自動販売機は建物の壁面内に収め、道路から一歩下がって設置することで、使いやすく、まちなみに調和したものとします。色彩についても、過度に目立たせず、まちなみに調和した色彩とします。	屋外階段、屋外施設のデザインを工夫します 共同住宅等に屋外階段を設置する場合は、建物のデザインと合わせ一体的に見えるようにしたり、建物と異なる素材の際は目隠しを設置する等により、外から見えにくくできます。また、自動販売機は建物の壁面内に収め、道路から一歩下がって設置することで、使いやすく、まちなみに調和したものとします。色彩についても、過度に目立たせず、まちなみに調和した色彩とします。	よりわかりやすい内容とするために修正。

No.	修正前頁	修正後頁	修正前	修正後	修正理由
178	P.143 下段	P.150 下段	—	<u>看板、サインのデザインを工夫します</u> <u>住宅地においては、デザインの工夫により、まちなみに調和した小さくてもわかりやすく洒落た看板やサインをつくることができます。建物の外壁と同様に、基本色は落ち着いた色とし、アクセントカラーも大さすぎない面積で使うことで、すっきりとした印象が得られます。</u> + <u>イラスト追加</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
179	P.144 上段	P.151 上段	イラスト	イラスト → <u>修正</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
180	144 下段	151 下段	<u>建替える場合には、部分的でも残す工夫により、新しい時代に生かすことができます。</u>	<u>建て替える場合には、部分的でも残す工夫により、新しい時代に生かすことができます。</u>	より適切な記述に修正。
181	P.144 下段	P.151 下段	—	<u>イラスト追加</u>	視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。
182	—	P.165	—	<u>4 杉並区景観条例及び杉並区景観計画等策定組織</u> の頁を追加	資料編に新規追加。
183	—	P.166	—	<u>5 杉並区景観計画改定までの検討経過</u> の頁を追加	資料編に新規追加。
184	P.159 ゼロカー ボンシ ティ	P.168 ゼロカー ボンシ ティ	杉並区は、令和3（2021年）11月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言している。	杉並区は、令和3年（2021年）11月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言している。	脱字により修正。
185	P.159 生産緑地 （地区）	P.168 生産緑地 （地区）	指定から30年または従事者の死亡等によって営農ができない場合、	指定から30年経過後または従事者の死亡等によって営農ができない場合、	より適切な記述に修正。
186	—	P.168 デジタル サイネー ジ	—	<u>デジタルサイネージ</u> <u>ディスプレイなどの電子表示媒体を活用した情報発信システム。</u>	よりわかりやすい内容とするために修正。
187	—	P.168 特別緑地 保全地区	—	<u>特別緑地保全地区</u> <u>樹林地、草地、水辺地域の緑地で、良好な環境の形成を図るために、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地域地区。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があり、これらの行為をしようとする場合には許可が必要となる。</u>	よりわかりやすい内容とするために修正。
188	全体	全体	写真	写真 → <u>文字と重なる背景写真の濃淡調整</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。 【意見番号3-2】
189	全体	全体	頁番号（本文中含む）及び項目番号	頁番号（本文中含む）及び項目番号 → <u>各所修正</u>	頁数変更及び項目追加に伴い修正。